○○〇〇　虐待防止対応規程

第１章　　総　　　則

（目的）

第１条　この規程は〇〇〇〇が実施する障害福祉サービスに係る、虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の人権を擁護するとともに、利用者が障害福祉サービスを適切に利用できるように支援することを目的とする。

（対象とする虐待）

第２条　この規程において、「虐待」とは、職員がその支援する利用者に対し行う、次に掲げる行為をいう。

（１）利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

（２）利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。

（３）利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（４）利用者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、（１）から（３）に掲げる行為と同様の行為の放置など支援を著しく怠ること。

（５）利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当な財産上の利益を得ること。

（利用者に対する虐待の防止）

第３条　職員は利用者に対し虐待をしてはならない。

（虐待の通報及び発見）

第４条　利用者本人及び保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、虐待防止対応規程に基づき、対応しなければならない。

２　職員は、虐待を発見した際は虐待防止担当者に通報しなければならない。

第２章　虐待防止対応体制

（虐待防止責任者）

第５条　本規程による虐待防止の責任主体を明確にするため、虐待防止責任者を設置する。

２　虐待防止責任者は、管理者(施設長等役職名)があたるものとする。

（虐待防止責任者の職務）

第６条　虐待防止責任者の職務は、次のとおりとする。

（１）虐待内容及び原因、解決策の検討

（２）虐待防止のための当事者等との話し合い

（３）虐待原因の改善状況の当事者（保護者も含む）及び第三者委員への報告

（４）支給決定市への報告

（虐待防止担当者）

第７条　利用者が虐待通報を行いやすくするため、虐待防止担当者を設置する。

２　虐待防止担当者は、〇〇長、〇〇主任、○○副主任、サービス管理責任者

があたるものとする。

３　職員は、虐待防止担当者の不在時等に第２条に定める虐待の通報があった場合には、虐待防止担当者に代わって通報を受け付けることができる。

４　前項により虐待の通報を受けた職員は、遅滞なく虐待防止担当者に別に定める「虐待通報等連絡書（様式１）」によりその内容を連絡しなければならない。

（虐待防止担当者の職務）

第８条　虐待防止担当者の職務は、次のとおりとする。

(１)　利用者等からの虐待通報受付

(２)　職員からの虐待通報受付

(３)　虐待内容、利用者等の意向の確認と記録

(４)　虐待内容の虐待防止責任者及び第三者委員への報告

(５)　虐待改善状況の虐待防止責任者への報告

（第三者委員）

第９条　第三者委員は、社会福祉法人○○○〇が定めた者とする。

第３章　虐待防止及び解決

（虐待防止対応の周知）

第１０条　虐待防止責任者は、重要事項説明書及びパンフレット並びにホームページの掲載等により、本規程に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

（虐待通報の受付）

第１１条　虐待の通報は、別に定める「虐待通報書（様式２）」によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができる。

２　虐待防止担当者は、利用者からの虐待通報の受付に際して、次の事項を別に定める「虐待通報の受付・経過記録書（様式３）」に記録し、その内容を虐待通報者に確認する。

(１)　虐待の内容

(２)　虐待通報者の要望

(３)　第三者委員への報告の要否

(４)　虐待通報者と虐待防止責任者の話し合いへの第三者委員の助言と立会いの要否

（虐待の報告・確認）

第１２条　虐待防止担当者は、受け付けた虐待の内容を虐待防止責任者及び第三者委員に報告する。ただし、虐待通報者が第三者委員への報告を希望しない場合はこの限りでない。

２　投書等匿名による虐待通報があった場合にも、第三者委員に報告し必要な対応を行う。

３　虐待防止担当者から虐待通報受付の報告を受けた第三者委員は、虐待内容を確認し、別に定める「虐待通報受付報告書（様式４）」によって、虐待通報者に対して報告を受けた旨を通知する。通知は、原則として虐待通報のあった日から１０日以内に行わなければならない。

４　利用者への虐待が認められた場合は、支給決定をした市窓口へ通報する。

（虐待解決に向けた協議）

第１３条　虐待防止責任者は、虐待通報の内容を解決するため、虐待通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待通報者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。

２　前項による話し合い又は解決策の提示は、原則として虐待通報のあった日から１４日以内に行わなければならない。

３　虐待通報者及び虐待防止責任者は、必要に応じて第三者委員に助言を求めることができる。

４　第三者委員は、話し合いへの立会いにあたっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。

５　虐待防止責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を別に定める「虐待解決話し合い結果記録書（様式５）」により記録し、話し合いの当事者間及び立ち会った第三者委員に確認する。

（虐待解決に向けた記録・結果報告）

第１４条　虐待防止責任者は、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。

２　虐待防止責任者は、虐待通報者に改善を約束した事項について、虐待通報者及び第三者委員に対して別に定める「改善結果（状況）報告書（様式６）」により報告する。報告は、原則として話し合いを終了した日から３０日以内に行わなければならない。

３　虐待防止責任者は、虐待通報者が満足する解決が図られなかった場合には、支給決定市の苦情相談窓口及び愛知県社会福祉協議会運営適正化委員会等の窓口を紹介するものとする。

（解決結果の公表）

第１５条　虐待防止責任者は、定期的に虐待解決結果及び虐待原因の改善状況を別に定める「虐待受付および解決状況報告書（様式７）」により第三者委員に報告する。

２　実施事業の質と向上を図るため、本規程に基づく虐待防止および解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告書に記載する。

（虐待防止のための職員等研修）

第１６条　虐待防止責任者は、虐待防止啓発のための定期的な職員の研修を行わなければならない。

２　研修は利用者の直接支援に携わる職員以外の従業員等に対しても行うもの

とする。

３　虐待防止責任者は虐待防止に関する外部研修会等にも職員を積極的に参加させるよう努める。

（虐待防止委員会の設置）

第１７条　虐待防止責任者は、施設・事業所内における虐待防止を図るため、虐待防止委員会を設置しなければならない。

２　虐待防止委員会は、定期的又は虐待発生の都度開催しなければならない。

３　虐待防止委員会の委員長は、虐待防止責任者とする。虐待防止委員は必要のある員数とする。

４　必要のある場合は、第三者委員等を委員に加えることができる。

５　虐待防止委員は、日頃より虐待防止の啓発に努めなければならない。

（身体拘束適正化検討委員会の設置）

第１８条　虐待防止責任者は、施設・事業所内における身体拘束適正化を図るため、身体拘束適正化検討委員会を設置しなければならない。

２　身体拘束適正化検討委員会は、定期的又は身体拘束発生の都度開催しなけ

ればならない。

３　身体拘束適正化検討委員会の委員長は、虐待防止責任者とする。身体拘束適正化検討委員は必要のある員数とする。

４　必要のある場合は、第三者委員等を委員に加えることができる。

５　身体拘束適正化検討委員は、日頃より身体拘束適正化の啓発に努めなけれ

ばならない。

（権利擁護のための成年後見制度）

第１９条　虐待防止責任者は、障害者の人権と権利擁護のため、成年後見制度の利用を障害者本人及びその保護者等に啓発する。

附　則

　　第7条、および第11条から第15条に係る様式について、虐待の内容が身

体拘束であった場合は、様式1から様式7までの様式は身体拘束用のものを

使用することとする。

附　則　　この規程は、令和 3年○○月○○日 から施行する。

※この規程は、福岡県障害福祉課が作成したモデルを流用して加工した「愛知県知的障

害者福祉協会権利擁護委員会モデル」です。福岡県障害福祉課のモデルも使用できま

すので、流用元を確認し、それぞれの施設・事業所にあうように作成して下さい。